

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内 ～沖縄県町村部にお住まいの皆様へ～

既に総合支援資金の再貸付が終了している等の理由により、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」といいます。）が支給されます。

以下の「支給対象世帯」に該当する場合、自立支援金を受給できる可能性があります。

自立支援金の申請を行う場合は、次頁の必要書類を揃えて、各町村を管轄する福祉事務所へ、郵送又は持参によりご提出ください。**(受付期限：令和4年3月31日※当日消印有効)**

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

- ・総合支援資金の再貸付が終了している世帯/令和4年3月末までに終了する世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の申請を行うための自立相談支援機関の支援決定を受けることができず、自立支援金の申請日以前に再貸付の申請ができなかった世帯

上記の世帯に該当した上で、以下の全てを満たしている場合

- 申請日の属する月において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること
- 世帯の収入と資産が以下の表の金額以下であること（沖縄県町村部の場合）

世帯	収入 (月額)	資産 (現金、預貯金)	世帯	収入 (月額)	資産 (現金、預貯金)
単身世帯	110,000円	468,000円	4人世帯	216,000円	1,000,000円
2人世帯	153,000円	690,000円	5人世帯	250,000円	
3人世帯	181,000円	840,000円	6人世帯	287,000円	

※給与収入は社会保険料等控除前の金額(交通費除く。)を、自営業の場合は事業収入(必要経費を除いた額)を確認します。

※定期的に支給される年金や児童扶養手当等の公的給付は、月額が収入に含まれます。

- 今後の生活の自立に向けて、申請者が以下のA、Bいずれかの活動を行うこと

A ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（以下「ハローワーク等」といいます。）に求職の申込みをし、常用就職を目指して以下の①～③を全て満たす求職活動を誠実かつ熱心に行うこと

- ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、ハローワーク等で職業相談等を行う
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

B 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

※生活保護の申請が却下となった場合、その翌月から上記Aの活動を行うことが要件となります。

- 申請月において、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が職業訓練受講給付金及び生活保護を現に受給していないこと
- 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
- 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

2 支給額・支給期間

月額の支給額（右表）

※住居確保給付金との併給が可能です。

支給期間：3か月間

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

▶次頁にもご案内があります。必ずご確認ください。

3 必要書類一覧

	提出書類等	提出する方
	※申請月に住居確保給付金を現に受給している方は、住居確保給付金の支給決定通知書を添付すれば、③、⑦及び⑧の提出は不要です。	
①	自立支援金の支給申請書(同封の様式1-1)	全員
②	自立支援金の申請時確認書(同封の様式1-2)	全員
③	住民票の写し(世帯全員が記載されたもの) ※マイナンバーの記載がないもの	全員
④	社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) ※再貸付が不承認だった場合は、再貸付の不承認通知の写し	全員 ※④がない場合は⑤を提出
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書(同封の様式1-3)	※④がない方のみ
⑥	再貸付の振込状況が確認できる通帳等の写し(再貸付を終了または申請月が再貸付の最終月の方) ※再貸付が不承認だった、又は自立相談支援機関による支援決定を受けることができず再貸付の申請をできなかった場合は、緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況が確認できる通帳等の写し	全員
⑦	申請月の収入(給与、年金、手当等)が確認できる書類の写し 【申請者及び収入がある世帯員の給与明細、通帳等の写し】	全員
⑧	申請日時点の金融資産が確認できる書類の写し 【申請者及び世帯員の通帳等の写し】	全員
⑨	生活保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)	※生活保護を申請中の方のみ
⑩	自立支援金の振込先金融機関口座の通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カナ)が確認できる部分の写し)	全員

申請 受付 窓口	南部福祉事務所 地域福祉班 島尻郡(伊平屋村・伊是名村除く)、西原町	〒901-1104 南風原町字宮平212 TEL 080-4478-8951/080-4478-9037
	中部福祉事務所 地域福祉班 中頭郡(西原町除く)、金武町・宜野座村・恩納村	〒904-2155 沖縄市美原1-6-28 TEL 080-3305-9211/080-3304-8559
	北部福祉事務所 地域福祉班 国頭郡(金武町・宜野座村・恩納村除く)、伊平屋村・伊是名村	〒905-0017 名護市大中2-13-1 TEL 080-3306-7338/080-3306-4748
	宮古福祉事務所 福祉班 多良間村	〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 TEL 0980-72-3771
	八重山福祉事務所 福祉班 八重山郡	〒907-0002 石垣市真栄里438-1 TEL 0980-82-2330
問合せ先	厚生労働省コールセンター 0120-46-8030 沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課 098-866-2428	



「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を装った “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。